

2023～2025年度 障がい児支援専門コース研修 国研資料に基づいて作成しています。
資料を引用している部分、また独自の資料も含まれています。

講義 4

サービス提供における 利用者様主体のアセスメント 【児童分野】

2026年度 サビ管・児発管 基礎研修

社会福祉法人 心愛会
障がい福祉サービス事業所コパン・クラージュ
菅野 トモ子

児童期の特徴

乳幼児期は、障がいの有無に関わらず、
こどもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要

- 児童期は変化が大きい時期
- 乳幼児期から児童期の育ちや環境は、その後の発達に大きく作用する
- 進学や進級など【移行期】が多い
- 障がい種別においては、全障がいが対象。学ぶべきことは非常に多い。
- 未発達な子どもの時期を、どのように支援していくのか【発達】と【障がいによる特性】の2つの側面を知って支援することが求められる
- 関わる機関が多い、そして変化する
- この時期の【家族支援】はとても重要
祖父母、きょうだいも含め、かかわるべき家族は多い

対象が【こども】であること
【障がい】があるということ

児童期の特徴

こどもであるので

- 成長し、変化する
 - 姿・かたちが変わる、心持ちが変わる、他者との関係性が変わる、本人を取り巻く状況が変わる
 - 人前で”泣く“ことが当たり前で、全面的に許容される年代と、一般には許容されにくい年代と
- こどもを育てている人が隣にいる
 - 大人に育てられている
- 大人とは認識、理解、認知構造、運動機能、感情・情動などが異なる

育ちに支援を必要とする場合には

- そういった子どもに支援が必要な状況が加わる
- 大人の障害は、一度システムと機能が成熟・完成したものがダメージを受けるもの。子どもの場合は、これから構築していく。支援が必要な状況とともに育っていく
- リ・ハビリテーションによる元の姿への復旧・治療・改善ではない
 - habilitationの視点

児童期の特徴

障がい児通所支援

- 児童発達支援事業
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

これらには、「**ガイドライン**」がある

令和5年4月には、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども家庭庁が発足し、障害児支援 については、こども施策全体の中でより一層の推進が図られることとなった。また、同年 12 月には、「こども大綱」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの 100 か月の育ちビジョン)」、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定された。本ガイドラインは、これらの内容を踏まえ、平成 29 年 7 月に策定された「**児童発達支援ガイドライン**」を**全面改訂**し、児童発達支援の内容や方法など基本的事項について示すものである。

放課後等デイサービス 保育所等訪問についても同様

こどもを取り巻く社会は今

» 育ちの環境

- ・ バーチャルな遊び
- ・ 習い事、塾

***子どもの孤立化**

***群れない中での集団化**

» 子育て環境

- ・ 核家族化と孤立化
- ・ 子育て資源の多様化
- ・ 子育て情報の氾濫と混乱

普通の子育てが
わからない！

***経験のない子育てを支援する助言者との疎遠**
***育児不安の解消策の乏しさ**

» 社会環境

- ・ 島国文化の保守性
- ・ 多国籍(多文化)
- ・ 価値観の多様化
- ・ 社会規範の脆弱化
- ・ 家庭教育・社会教育・学校教育バランスの歪み
- ・ 代償療法の跋扈(ばっこ)

とまどう親！
振り回される子！

» 家庭機能

- ・ 少子化
- ・ 共稼ぎ家族
- ・ 家族のストレス
- ・ 離婚・シングル親 etc.

●社会の変化と無縁ではあり得ない ●社会の歪みは弱者に向かう

物品供給
児童虐待

栄養補給のための食事
育児放棄

子どもの障がいの状態を評価しただけでは、子どもを理解したことにはならない

- ・地域とのつながりの希薄化
- ・デジタル化による遊びの多様化
- ・外遊びの機会の減少
- ・防犯意識の高まりによる行動範囲の変化
- ・地域行事や異年齢交流の減少

- ・地域での経験の幅が狭くなりやすい
- ・人との関わりを通して学ぶ機会が少なくなりやすい
- ・地域の中で支え合い・見守り合う関係が築かれにくい
等々

支援者は、様々な体験を
保障する視点を

- ・価値観の多様化
- ・少子化
- ・核家族化
- ・共働きの増加
- ・ひとり親家庭
- ・インターネット等による情報過多

- ・情報が多いことでの不安や混乱
- ・家庭が抱える負担の増加
- ・相談相手の減少
- ・子育て方法の継承が難しい

等々

“普通” “一般的な”という概念ではなく

“それぞれの家庭” への**対応力**が求められる

こども施策と障がい児支援の 基本理念

こどもである
という前提の上で、
障がいや特性に対する配慮を。

障がい児ということどもはいない

小さな障害者ではありません。まず、こどもです。

こどもとしての権利を
保障する(発達の見点)

障がいのある こどもとして、
合理的配慮が不可欠(障がいの見点)

こどもたちが健やかに成長し、
未来に希望を持つことができる社会を実現するために



こどもの最善の利益を第一に ・ こどもの意見の反映 ・ 社会全体での支援 ・ 持続可能な社会の実現

令和8年
(2026)
12/25
施行

こどもまんなか

認定
こども性暴力防止法 認定事業者

教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

こども施策は6つの基本理念を基に行われます

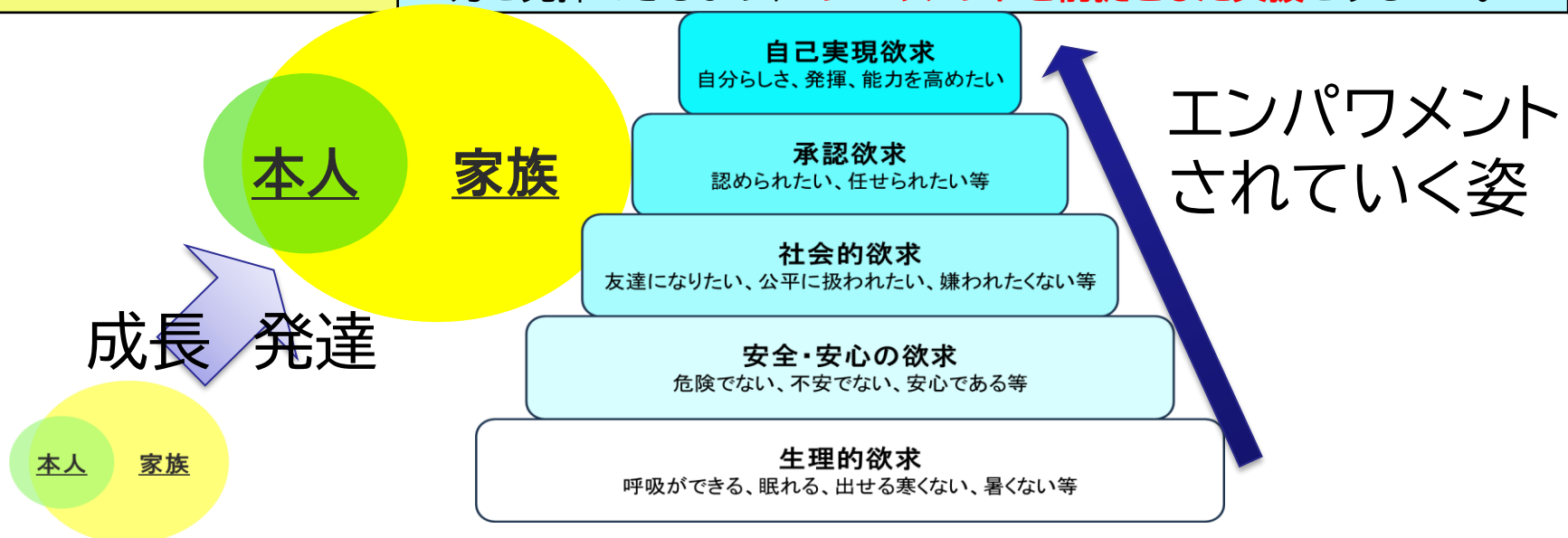
- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ 生活が守られ 愛され 保護される権利が守られ、平 等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにと って最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい こどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児通所支援の基本理念(ガイドライン詳細版より)

1	障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供	○ こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、こどものウェルビーイングの向上につながるよう、必要な発達支援を提供すること。 ○ こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。
2	合理的配慮の提供	○ 障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する社会的なバリアとなっているのか、また、それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか、などについて検討していくこと。
3	家族支援の提供	○ 家族の支援にあたっては、こどもの支援と同様、家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくこと。家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。
4	地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進	○ 障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等の一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくこと。
5	事業所や関係機関と連携した切れ目ない支援の提供	○ こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関や障害当事者団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ること。

障害児通所支援の基本理念(ガイドライン詳細版より)

1	障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供	○ こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、こどものウェルビーイングの向上につながるよう、必要な発達支援を提供すること。 ○ こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。
3	家族支援の提供	○ 家族の支援にあたっても、こどもの支援と同様、家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくこと。家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。



マズローの欲求5段階説からエンパワメントを考える

障害児通所支援の基本理念(ガイドライン詳細版より)

2	合理的配慮の提供	○ 障害のある子どもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のある子どもの活動を制限する 社会的なバリア となっているのか、また、それを 取り除くために必要な対応 はどのようなものがあるか、などについて検討していくこと。
---	----------	--

できる
できない

・そのみの判断は不適切

なんでできた！
どうすればやれる！
どうすればできる！
・PDCAサイクルで探る

その配慮は可能！？

その配慮はどうすれば能！？

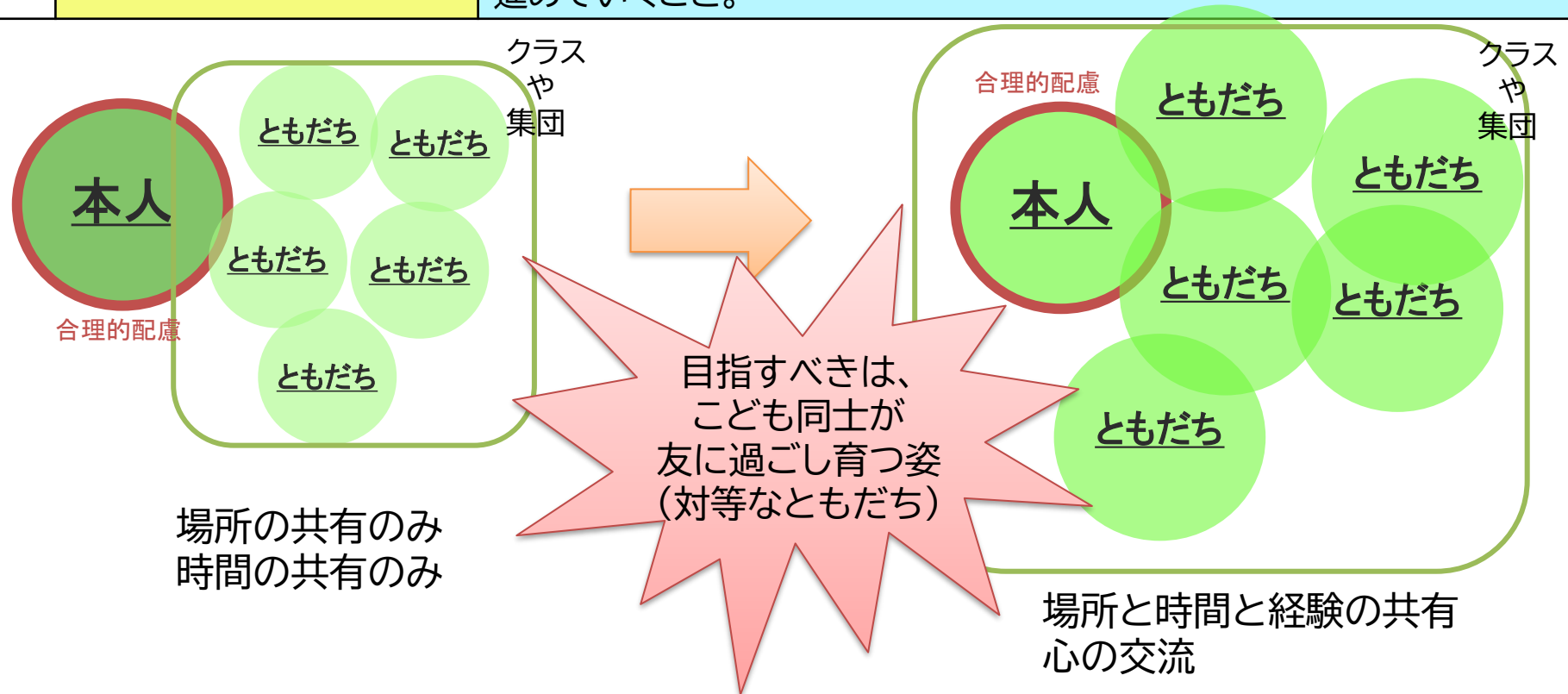
- ・ 具体的環境を踏まえる
- ・ 多くのアイデアを提案
- ・ クラスメイトからのアイデアも活用

障害児通所支援の基本理念(ガイドライン詳細版より)

4

地域社会への 参加・包摂
(インクルージョン)の推進

○ 障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等の**一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくこと。**



インクルーシブ 社会の実現



ともに育つ
ともに学ぶ
ともに生きる

保育所、幼稚園、
認定こども園
学 校
放課後児童クラブ

相 談
育児支援
家族支援
福祉支援

発 達 支 援
医 療 的 支 援
自 立 支 援

訪問巡回

育ちの場における
こどもへの支援
スタッフへの支援

障がい児入所支援
児童発達支援

保育所等訪問支援

放課後等デイサービス

地域資源との連携



地域の中での受け入れをバックアップ
する後方支援として専門的な役割を担う

- ◆特別なニーズへの具体的な手立て
- ◆環境(物的、人的、形態等)への支援
- ◆障がいに関する知識、技術等支援スキル

体制

へんこ



障害児通所支援の基本理念(ガイドライン詳細版より)

5	事業所や関係機関と連携した切れ目ない支援の提供	○ こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関や障害当事者団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ること。
---	-------------------------	---

今の体制は先輩方の声のもとに成り立っている。

その子への取り組みは、その時に解決されないかもしれない。しかし、必ず後輩のためになる。

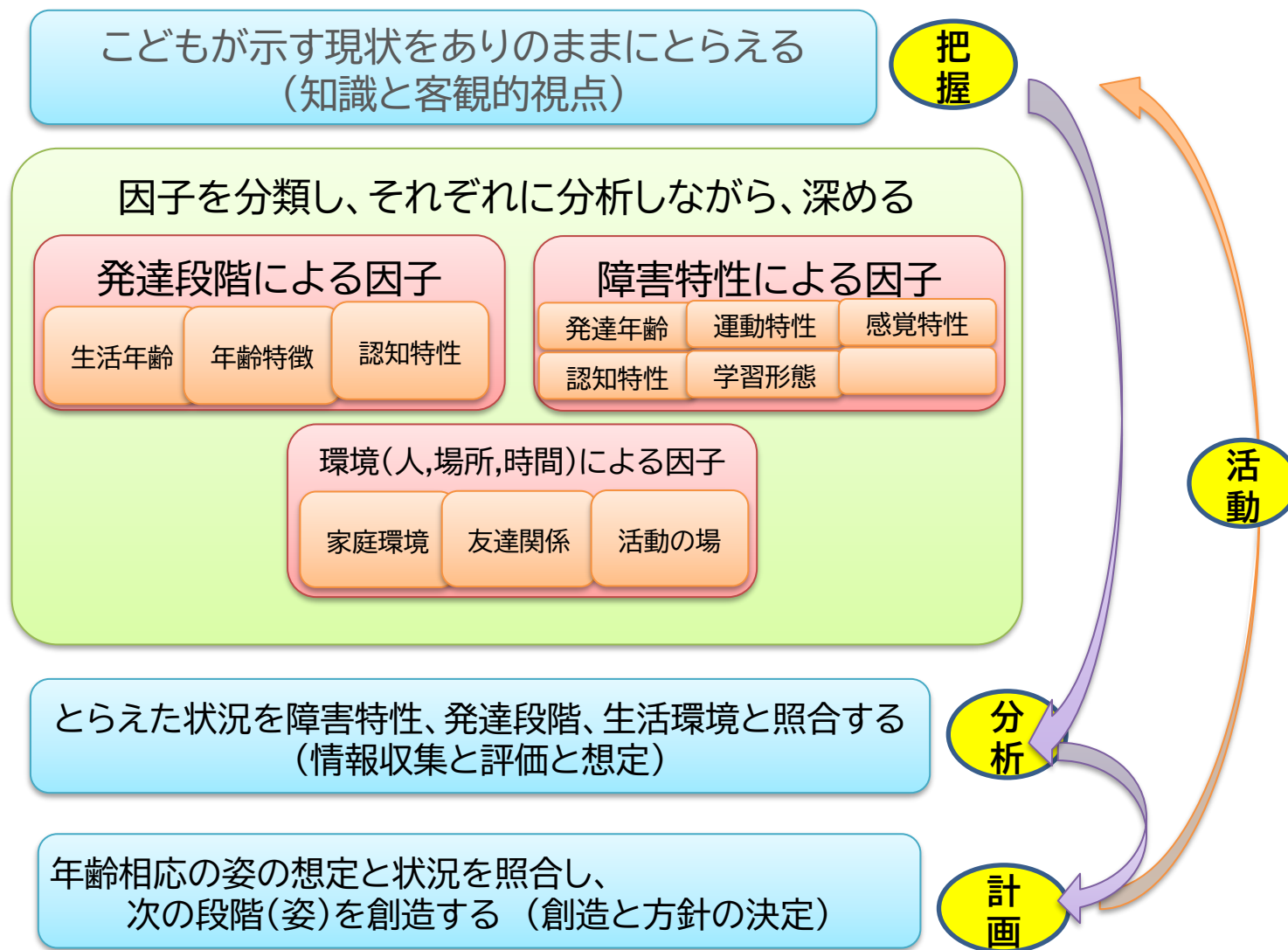
家族は、親は、きょうだいは、その子の育ちに大きな影響を与える。しかし、親は、子どもを育てながら親になる。その時々の子育てで精一杯ともいえる。振りかえる余裕がでたとき、子どもは育っている。

私たちは、そんな家族と向き合っている。

- ・10年後の6歳のこどもの育ち、学び、生活 も大切
と 今の6歳のこどもの10年後の姿 も大切
- ・10年後の12歳のこどもの育ち、学び、生活 も大切
と 今の12歳のこどもの10年後の姿 も大切

小さなことでも、地道なことでも、地域支援、地域連携は、未来に生きる

こどもの支援のプロセス



毎回の支援でも、一年間の関わりでもこのプロセスを繰り返す。
(意図をもって過すすと自然とPDCAサイクルが生じる)

障がい児支援に関わる者の責任

こどもの発達に関わる責任 （重い使命と責任）

成長、発達・人格形成の時期

発達の正しい理解、支援に関する技術

関係機関、他職種との連携

社会福祉事業を行うものとして責任

（法令遵守・社会全体の福祉・開かれた事業所）

サービスを受ける方の利益保護、地域福祉の推進

公明かつ適切な事業の実施

社会全体の福祉向上

こどもへの関わりに不可欠な視点(知識)

⇒**多面的**に見れる感性の基盤

- －疾患や状態(診断、特徴、禁忌、予後等)に関すること
- －成長(年齢、体の大きさ、手足の長さ、食事の量等)に関すること
- －運動発達(筋肉の緊張、動き滑らかさ、パワー等)に関すること
- －感覚(好む感覚、苦手な感覚、鋭い感覚、鈍い感覚等)に関すること
- －知能や学習(好きな遊び、得意な遊び、好きな教科、苦手な教科等)に関すること
- －こどもと集団(誰と遊ぶ、どんな友達とどのように遊ぶ、つるむ等)に関すること

⇒**複合的**に関われる関係機関とのつながり

各指針及び要領と発達支援ガイドライン

保育所保育指針

認定こども園
教育・保育要領

幼稚園教育要領

児童発達支援
ガイドライン

放課後等デイ
ガイドライン

第2章 児童発達支援の
提供すべき支援

・保育所等との連携及び
移行支援を行うために、
保育所保育指針(平成20
年厚生労働省告示第141
号。以下「保育所保育指
針」という。)の「養護」
のねらい及び内容を理解
する。

・幼稚園教育要領、特別
支援学校幼稚部教育要領
及び幼保連携型認定こど
も園教育・保育要領のね
らい及び内容についても
理解し、支援に当たること
が重要である

環境を通した教育

遊びを通した指導

こどもにかかわる内容の指標として

「保育」の5領域

「健康」「人間関係」「環境」
「言葉」「表現」

幼児期の終わりまでに
育ってほしい姿

こどもを総合的にとらえ、支援する視点として

「発達支援」の5領域

「健康・生活」「運動・感覚」
「認知・行動」「言語・コミュニケーション」
「人間関係・社会性」

個別支援計画の作成

支援計画に基づいた支援

「5領域」という表現は同じ

本人支援における発達支援の5領域

(ア)健康・生活

- (a)健康状態の把握
- (b)健康の増進
- (c)リハビリテーションの実施
- (d)基本的生活スキルの獲得
- (e)構造化等により生活環境を整える

(エ)言語・コミュニケーション

- (a)言語の形成と活用
- (b)受容言語と表出言語の支援
- (c)人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
- (d)指差し、身振り、サイン等の活用
- (e)読み書き能力の向上のための支援
- (f)コミュニケーション機器の活用
- (g)手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用

(イ)運動・感覚

- (a)姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- (b)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
- (c)身体の移動能力の向上
- (d)保有する感覚の活用
- (e)感覚の補助及び代行手段の活用
- (f)感覚の特性(感覚の過敏や鈍麻)への対応



(オ)人間関係・社会性

- (a)アタッチメント(愛着行動)の形成
- (b)模倣行動の支援
- (c)感覚運動遊びから象徴遊びへの支援
- (d)一人遊びから協同遊びへの支援
- (e)自己の理解とコントロールのための支援
- (f)集団への参加への支援

(ウ)認知・行動

- (a)視覚、聴覚、触覚等の感覚や認知の活用
- (b)知覚から行動への認知過程の発達
- (c)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成
- (d)数量、大小、色等の習得
- (e)認知の偏りへの対応
- (f)行動障害への予防及び対応

※ この5領域はアセスメントであり、支援の観点である

出典: 児童発達支援ガイドライン

アセスメントの視点

■こどもの発達の全体像の把握(要因間の関連性も)

①生物的な要因(生理・医学的側面)

発達及び障害の特性、生来的な気質、疾患(診断、病歴、神経・生理学的特徴、服薬等治療方針)など

②心理的な要因(心理・学習・教育的側面)

不安、葛藤、希望、自己イメージ、防衛機制など(認知発達、言語コミュニケーション、社会・情動発達、運動発達などの発達面を含む)、反応パターン等の行動特徴

③社会的な要因(環境・社会・文化的側面)

対人関係(家族・支援者・仲間等)、関係機関のつながり、環境構成(家庭・学校等)、周囲の理解・かかわり(家族・学校・支援機関等)、周囲の期待・希望など

児童発達支援におけるアセスメントのポイント 家族支援・・・親・家族を含めたトータルな支援

子どもの適切な発達環境を整えるために、
そのために・・・ 親・家族支援を大きな柱とする。

◆発達課題や障がい特性への理解を深め、具体的な手立てと見通しを持った取り組みを通して、「障がい受容」を支える。

複数名以上で検討を重ね、適切なアセスメントの後に・・・

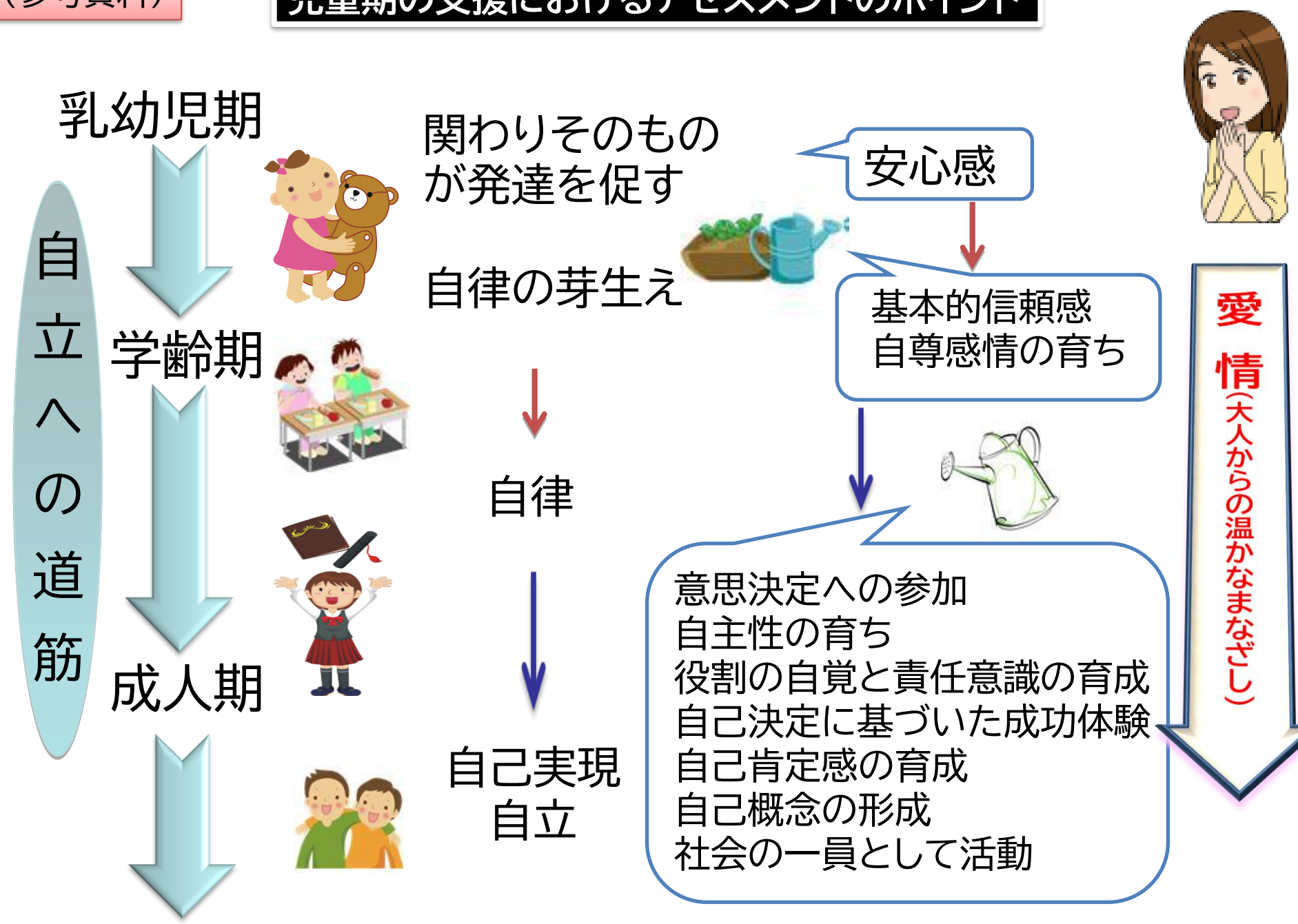
親が我が子の障害とその特徴
を理解していくための支援

障害のある我が子の発達支援の意味と意
義を理解し、子どもの緩やかな成長を喜
びとして受け止められるようになる支援

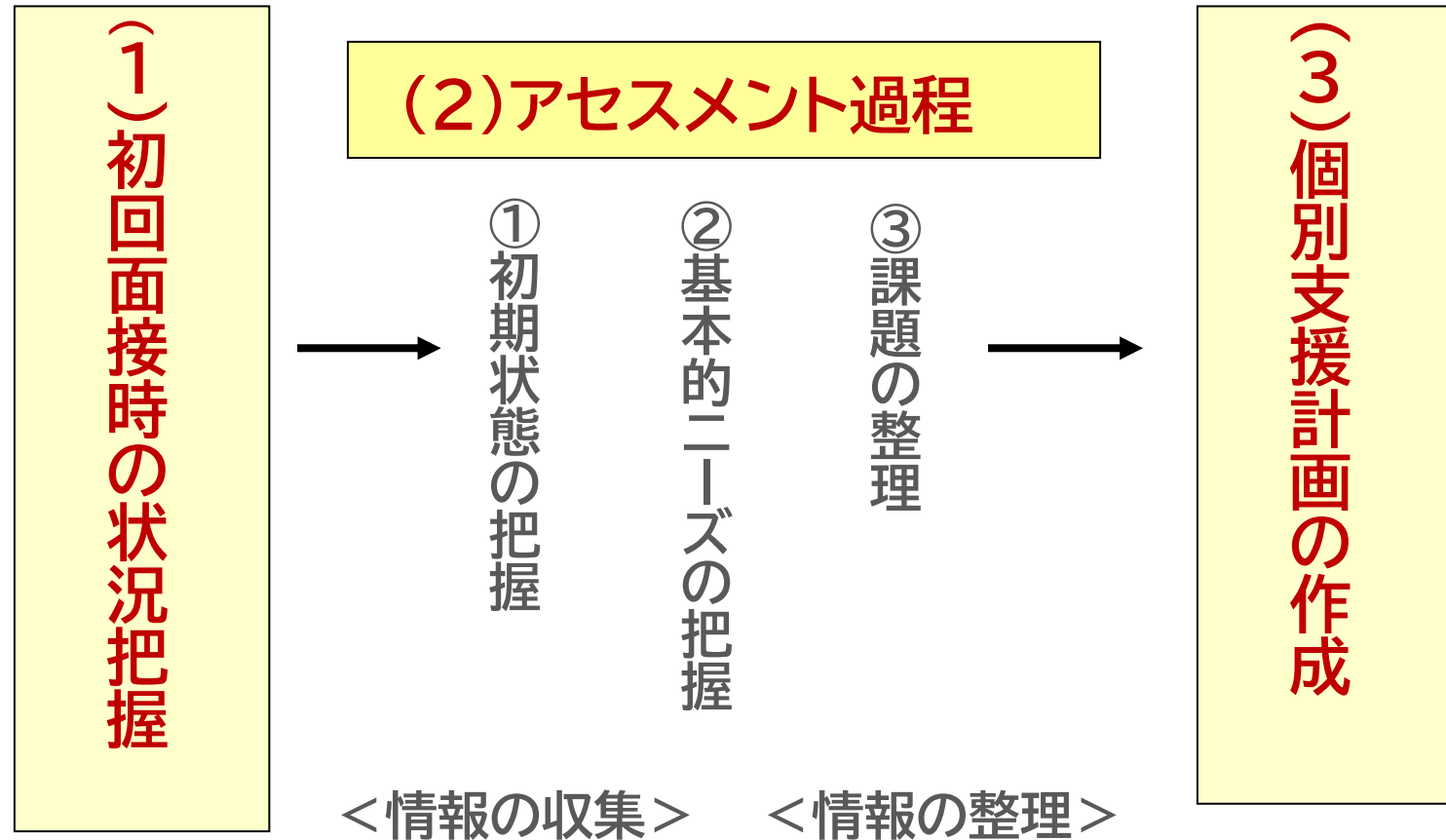
親・保護者が子どもの成長の要であること
を自覚し、家庭生活の中にこそ、成人期以
降に生活していく力を培う機会があること
を、温かく何度でも伝えていく支援

親・家族が抱えている生活上の問題、親自
身の価値観や子ども状態の受け止め方や
理解の仕方、兄弟姉妹も含めた様々な悩
み等も考慮した上で、ベストではなく、
ケースに応じたよりベターな選択肢や暮
らしの工夫を提案していく支援

子どもがより成長していくために！



アセスメントのプロセス



①初期状態の把握

発達状態や行動特性の総合的分析的把握

■現在の様子の把握

- 情報収集
- 行動観察
- 環境観察(環境面、保護者等のかかわり方含む)
- 家庭での子どもの状況 + 家庭・家族の状況・意向
- 地域での子どもの状況 + 地域の状況・意向
- 関係機関のつながりと役割

●これまでの経過(「育ちのストーリー」としての把握)

- 情報収集(○○歴等)

①情報収集

発達歴

- ・母親の妊娠中、出産時の状況
- ・運動、対人関係、言語等の発達の経過、状況

病歴・療育歴・教育歴・社会資源活用歴

- ・医学的に配慮すべき内容の把握
- ・これまでどのような療育や保育、教育を受けてきたか

家族・生活状況

- ・家族構成、家族の印象(父母、きょうだい、祖父母)
- ・生活リズム:1日、1週間、月の過ごし方
- ・家族観、子ども観、養育観
- ・家族、家庭で困っていること(具体的に)
 - 経済、夫婦間、他のきょうだい児であることも
- ・家庭機能(よい面も把握する)

園や学校等の関係機関での状況

- 関係機関での生活の流れ
- 関係機関での生活の様子
(できている／できていない、得意／苦手等)
(頼りにしている人、苦手な人、仲間関係等)
- 関係機関の子ども、家族の見立て
- 支援の目的・内容・方法
- 保護者の関係機関に対する思い
(満足／不満足、希望:保育・教育内容等)
- 関係機関のつながり(エコマップなど)、地域資源調査

②行動観察

- ・事業所における自由場面、設定場面での観察
- ・保育、教育、地域活動場面での観察
→環境面、本人の困難さ・うまくいっている部分

③発達検査

- ・検査の目的を明確にし、必要な情報の内容を確定する
- ・態度や反応内容、一部正答等の芽生え反応も把握する
- ・実施において保護者の了解と理解を得、結果を報告する
- ・個人情報管理、活用範囲を明確にする

【発達・知能検査の例】

新版K式発達検査
田中ビネー知能検査V、
WPPSI、WISC-IV、日本版KABC-II
PEP-III
遠城寺式乳幼児分析的発達検査
等

【言語・コミュニケーション検査の例】

ITPA言語学習能力診断検査 等

【その他検査の例】

Vineland-II適応行動尺度
フロスティッグ視知覚発達検査
JPAN感覚処理・行為機能検査
新版S-M社会生活能力検査 等

②基本的ニーズの把握

【発達支援】に即したニーズ把握

こども本人の発達したいというニーズ

- ・生活習慣、社会技能等の自立課題の把握(できる／できない)
- ・運動や言語発達、認知特性の把握(得意／苦手)(強み／弱み)
- ・社会性・行動・情緒の発達課題の把握(未学習・誤学習)
- ・自分の希望(やりたいこと、好きなこと、将来の夢など)

【家族支援】に即したニーズ把握

家族の希望(どう育ってほしいか)、困りごと、不安など

- ・家庭内または外出時に困っていることの把握
- ・子どもの特性に応じた家庭環境、子育て力等の把握

【地域支援】に即したニーズ把握

地域生活を送る上での課題、関係機関の困りごとなど

- ・園や学校、他施設で困っていること
- ・連携や役割分担が必要な機関の把握

児童期における主訴とは？

ことばが遅いのでは
と、親戚に言われまし
た。私は心配していな
いのですが…



とは言っているお母さんの
頭の中は…

- ★ホントは私も心配！
 - ★もっと夫も気にしてほしい！
 - ★言葉のことより、買い物の時に大変なの！
 - ★私一人で子育てしているような気がするの！
 - ★今度同窓会があるけど、参加したい！
 - ★眠い！ たっぷり寝たい！
 - ★姑とうまくいかない！
- 等々

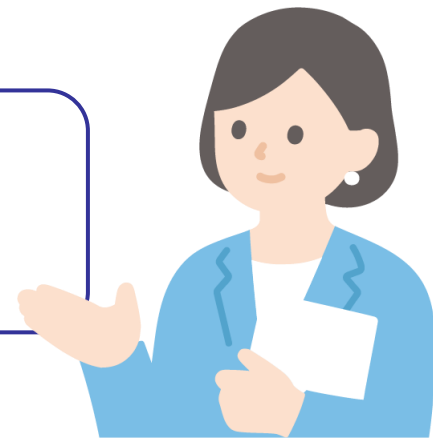
ジュースおかわり！
車に乗せて！
抱っこして！…



「私たちのことを、私たち抜きで決めないで」

Nothing About us without us

中心は、常にご本人



意思決定支援

福祉サービスの提供は、本人の意思決定支援に基づくことが原則です

どんなに重い障がいがあっても、必ず意思はあります。
もちろん **こども**も。



しかし

こどもであるため、その表出は未発達であり、
未開発な状態です。

【うまく表現できないことの方が多い】と、
常に意識しておく必要があります。

児童期から、自己選択や自己決定の力を育てていくこと。

③課題の整理

◎集められた初期状態の情報の評価

- ↓
 - ・発達支援／家族支援／地域支援毎に整理
 - ・生物学的／心理的／社会的視点で整理

◎本人や家族等の意向

- ↓
 - ・本人／家族／地域の各ニーズと相互関係の整理

◎支援者が気になること(考えること)

- ↓
 - ・課題、要因の理解・解釈・仮説としてまとめる

◎支援の課題の抽出

- ↓
 - ・支援が必要な課題(育てたい、(環境等を)修正したい)

◎将来の見通し

- ・その支援をすることで、将来何が期待されるか

◎課題の整理で大切な視点(発達期にあることを意識する)

- ・ 主語を明確にすること
 - ・ 事実と思い・推測を区別すること
 - ・ 全体と部分(生活、発達等の要素)をみること
 - ・ 発達の順序性と非順序性(非定型)の視点
 - ・ 学習(誤学習と未学習)の視点
 - ・ 得意・強みと苦手・弱さの視点
 - ⇒ 苦手・弱さをリフレーミングすることで、支援の視点に気づくことがある:必ずしも悪いことではない、できている部分もある、支援に活用できるいい部分がある…)
 - ⇒ できている部分を伸ばす、活用する、発展させる
 - ・ 多様な関係機関との役割分担と協働の視点(地域連携)
 - ⇒ 事業所としてのコンセプトと照らし合わせること
 - ⇒ 自事業所で取り扱わない課題は、どこが担ってくれているのかの意識を
- ⇒ アセスメントの要約をする(100～200文字程度)

ストレングスマップ

性格・人柄／個人的特性

例) やや小柄な印象 明るい

才能・素質

例) 語彙が増えた(二語文を話しはじめた)
コミュニケーションの意欲が向上している
走ったり公園の遊具遊びも好き



環境のストレングス

例) 学校が徒歩5分
最寄り駅まで徒歩15分
バス停は徒歩2分(駅までは徒歩で行っている)

興味・関心／向上心

例) 他児とのコミュニケーション
幼児向け番組(歌と踊りが好き・模倣する)
電車関連(プラレール・電車を見に行く事)

計画作成のポイント

- 障害児支援利用計画に基づき個別支援計画を作成しているか
- 本人や家族のニーズが反映されているか？
- 支援者側の押し付けになっていないか？
- 本人や家族を中心として、本人、家族と一緒に作っているか？
- 本人や家族にとって分かりやすい言葉で書いているか？
- 到達目標は、
 - ・ 本人主語で具体的な行動で書いているか？
 - ・ 抽象的な言葉でごまかしていないか？(例：安定した生活、薬がちゃんと飲めるように…e t c)
 - ・ 到達できる目標になっているか？
- 適切な期間を設定しているか？
- 支援内容は、具体的場面を想定しているか？
- 障害や特性に応じて配慮されているか？
- エビデンス（根拠）のある支援になっているか？
- 本人や家族がやれることまで、支援者側がやっていないか？

個別支援計画作成時の留意点(例)

利用者名

作成年月日: 年 月 日

利用時及び家族の生活に対する意向							
総合的な支援の方針							
長期目標 (内容・期間等)						支援の標準的な提供時間 (曜日・頻度、時間)	
短期目標 (内容・期間等)							
○支援目標及び具体的な支援内容等							
項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域との関連性等)		達成 時期	担当者 提供機関	留意事項	優先 順位
本人支援							
本人支援							
本人支援							
本人支援							
家族支援							
移行支援							
地域支援 地域連携							

作成にあたっては、以下の通知・文書を確認してください。

・こども家庭庁 令和6年5月17日発出 事務連絡:令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について

・児童発達支援ガイドライン・放課後等デイサービスガイドライン・保育所等訪問支援ガイドライン

療育は【発達支援】である

こどもには、生活 遊び 環境が必要

できないことがすべて課題になるわけではない

発達支援は、障がいや特性の消去が目的ではない

遊びは生きる力のエンジン

発達支援の現場で行うことは

- 「いま」「ここ」での生活がうまくいくだけでは意味がない
 - 事業所での生活が良いだけでは意味がない
 - 生活への汎化・広がりの方点の欠如
 - 生活への影響の方点の欠如
- 「いま」「ここ」で生活することだけでも意味がない
 - 今をやり過ごすだけでは意味がない
 - 彼らの成長した姿を意識する
 - 発達の方点に基づく意味の把握の欠如
 - インクルーシブな方点の欠如
- 「できない」ことを、ただやみくもに繰り返すだけでも意味がない
 - できない背景を分析する発達の方点の欠如

児童発達支援の内容

障害のあるこどもの個々のニーズに応じて、「**本人支援**」、「**家族支援**」、「**移行支援**」及び「**地域支援・地域連携**」を総合的に提供していくものである。

「本人支援」は、5領域（「**健康・生活**」、「**運動・感覚**」、「**認知・行動**」、「**言語・コミュニケーション**」、「**人間関係・社会性**」）の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、個々のこどもに応じて、**オーダーメイドの支援を提供していくことが重要である。**

また、「本人支援」の各領域に示すねらい及び支援内容は、こどもが家庭や地域社会における生活を通じ、様々な体験を積み重ねる中で、相互に関連を持ちながら達成に向かうものである。このため、「本人支援」だけでなく、「家族支援」や「移行支援」、「地域支援・地域連携」を通して、育ちの環境を整えていくことが極めて重要である。

放課後等デイサービスの目標

学齢期は、児童期から青年期へと向かう幅広い人格形成の時期である。そのため、放課 後等デイサービスは、一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向けながら、こどもが安 全・安心で自分らしく過ごせる居場所として、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、多様 な遊びや体験活動等の機会を提供することにより、こどもが自己肯定感や自己有用感を高め、ウェルビーイングを実現していく力を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

- ① 生きる力の育成とこどもの育ちの充実
- ② 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- ③ こどもと地域のつながりの実現
- ④ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

家族支援の重要性

家族支援

- 子どもが低年齢なほど家族支援にかける時間が必要
(特に母親との話し合い)
 - 父親との面談、兄弟姉妹への配慮、祖父母への障がいに関する説明等も含め、関わるべき家族は多い。
- ⇒特に診断直後は家族の不安と混乱に、繊細な配慮が必要です。
- ⇒最新のわかり易い情報提供と、選択肢の中で悩む保護者の気持ちの揺れに時間をかける必要があります。
- ⇒情報の把握と更新が頻繁に必要です。

親・家族支援～障がい受容を支える視点～ 「障がい告知」における支援

「思い描いていた健康な赤ちゃんを失う」 対象喪失経験

「なぜ自分の子どもが…」
「何かの間違いだ」
「子どもを育てる自信がない」
等々…



事実の否認、混乱、怒り、
絶望感、哀しみ、拒否
不安などの心理的反応

障がいの受容といわれるものは

①わが子の障がいの受容

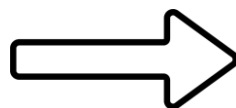
②障がいのあるわが子の受容

同じ【子育て】が、【障がい児】の
子育てに変換されてしまう・・・

ふつう というレールの安心感

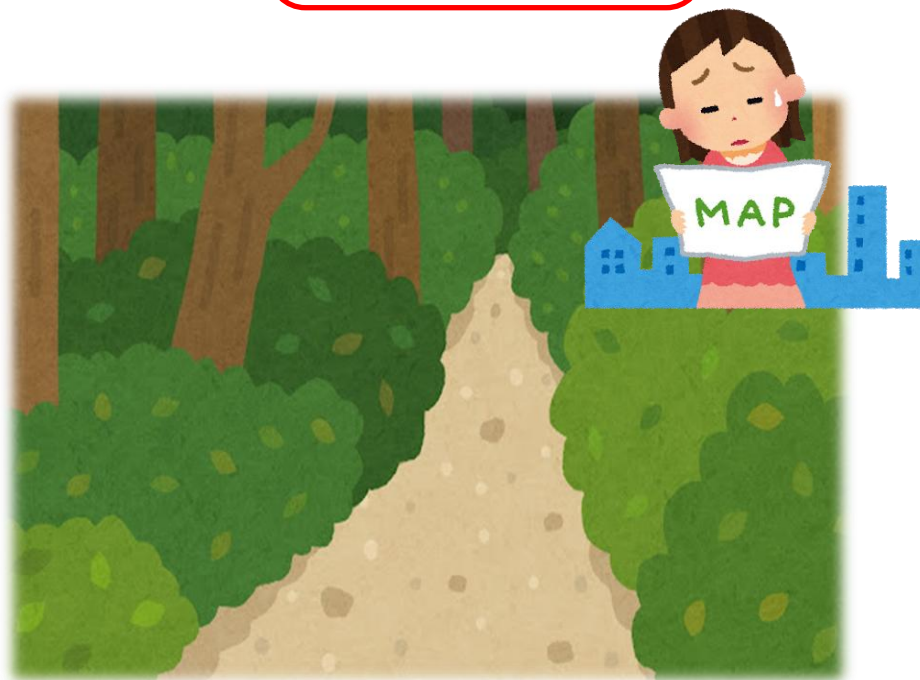
【普通の子育て】

【みんなと同じ子育て】



ふつう というレールから外れた不安

【障がい児の子育て】



ご家族の気持ちは、行きつ戻りつ

保護者様の気持ちを

100%すべてわかることはできない

しかし、【この人は、わかろうとしてくれている】

そうお母さんに

感じてもらうことは、できるのではないか・・・

基本的な考え方

- こどものアセスメントならびに支援の実際に基づき、
家族ができることを助言する
(家庭で取り組みやすい場面や方法・工夫等)
- 出来るだけ正確で確かな情報を伝える
(今使えるサービス、将来的に使えるサービス等)
- 家族のがんばり、工夫、育児・子育ての楽しさに共感する
(適切な関わり方法を伝え、成功場面を増やし褒める)
- 家族が、仲間と出会うことを助ける
(同属性の集団、先輩を紹介する)
- 関係者同士が、情報の共有や引き継ぎをしっかりと行う

児童期におけるモニタリング

■発達・育ちの変化が大きい(児童分野の特徴)

- － 育っていること、成長していることの確認
- － 新たな課題の確認
- － 家族の意向や、支援機関の状況も変化する

■家族の状況も変化する可能性がある

- － 家族のパワーバランスの変化
- － 新しいきょうだい、きょうだいの進級・進学、家族の就労状況・転勤、介護ニーズ

■状況とニーズ、現在の支援状況への満足度などを把握する

児童発達支援を提供するにあたって必要な知識

①発達支援の意味と役割

発達支援の意味と課題

子どもの権利条約と障がい乳幼児

発達支援と児童虐待

ノーマライゼーションと統合保育

家族支援

関係機関との連携・ネットワーキング

アセスメントとチームアプローチ

就学支援

発達支援と障がい児医療

障がい受容

個別支援計画

等

②発達支援の技法と理論

AACとは

TEACCHとは

マカトン法とは

INREAL法とは

Bobath・Vojtaとは

SIとは

行動分析法とは

Montessori法とは

音楽療法とは

Swimming療法とは

Positioningと環境調整

PORTAGE PROGRAM

等

児童発達支援を提供するにあたって必要な知識

③発達支援の日常実践

こころの育ちを育む

粗大運動面／姿勢変換や移動の力を育む

巧緻動作面／ものを操作する力を育む

認知面／状況を理解する力を育む

言語面／コミュニケーションの力を育む

社会性面／集団場面での力を育む

視覚面／見る力を育む

聴覚面／聞く力を育む

咀嚼嚥下の力を育む

模倣面／まねる力を育む

健康管理(肥満・偏食・アレルギー・栄養)

医療面／薬物・合併症・術前後など

救急対応

等

④発達支援に関わる制度

児童福祉制度とその動向

特別支援教育の制度とその動向

保健医療の制度とその動向

保育の制度とその動向

幼児教育の制度とその動向

障がいのある人の権利の条約

海外の制度とその動向

等

ライフステージと各時期の中心的な課題(障害児・者の例)

胎生期		胎生期における母親の不安への支援	
新生児期(おおよそ2 か月まで)		先天性障害の告知とフォロー、治療・訓練の方針提示、家族への支援	
乳児期(主として0～3歳未満)		健康診査後のフォロー、家庭における子育て、機能訓練、豊かな感覚的な遊びの体験、親子療育の開始、家族の障害受容のための支援	
幼児期	前期(主として3歳～5歳未満)	発達段階に応じた遊びを通した達成感の経験、集団での療育、地域の集団への参加の可能性、子どもに応じた複数の発達アセスメント	
	後期(主として5歳～就学まで)	就学に向けての支援、豊かな遊びを通した対人関係の構築と生活体験の広がり	
学童期(主として就学～12歳まで)		能力に応じた臨機応変かつ適切な教育の提供、将来に向けて必要な生活体験、性教育、意思表現及び意思表明の機会、進学に向けた支援	卒業後に向けた就労体験生活体験、移行支援
思春期(主として13歳～17歳)			
青年期	前期(主として18～20歳)	地域・就労定着支援、本人のストレングスを活かした本格的な相談支援の開始	
	後期(主として20歳代)	余暇・休日の過ごし方、適切な就労先の見直し、一人暮らしへの支援、本格的な意思決定支援の開始及び自己決定された暮らしの提供	
成人期	前期(主として30～40歳代)	地域のイベントへの参加、地域での居場所づくり、趣味を増やすための支援	
	中期(主として50歳代～65歳未満)	体力と本人の意欲に応じた生活の見直し、高齢期に向けた準備、保護者が後期高齢の年齢になっていることへの対応	
	後期(主として65歳以上)	介護との連携、自己決定された暮らしが継続されているかのチェック	

子どものライフステージに応じた一貫した支援

障 が い 児 入 所 支 援

児童発達支援(通所支援)

放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス

幼児期
「気づき」のポイント

- 集団活動への参加が苦手
- 落ち着きがない
- 一人遊びが多い
- 言葉が遅い
- やりとりが一方的
- 急な予定変更での混乱
- こだわりが強い
- 指示が伝わりにくい 等

学童期
(小学校)

- 教科によって学習状況に遅れ
- 抽象的な言葉の理解が苦手
- 忘れ物が多い
- うっかりミスが多く何回も同じことを繰り返す
- うまく人間関係がとれない
- 感情のコントロールが難しい
- 相手の表情や気持ちがうまく読めない
- マナーやルールに無頓着 等

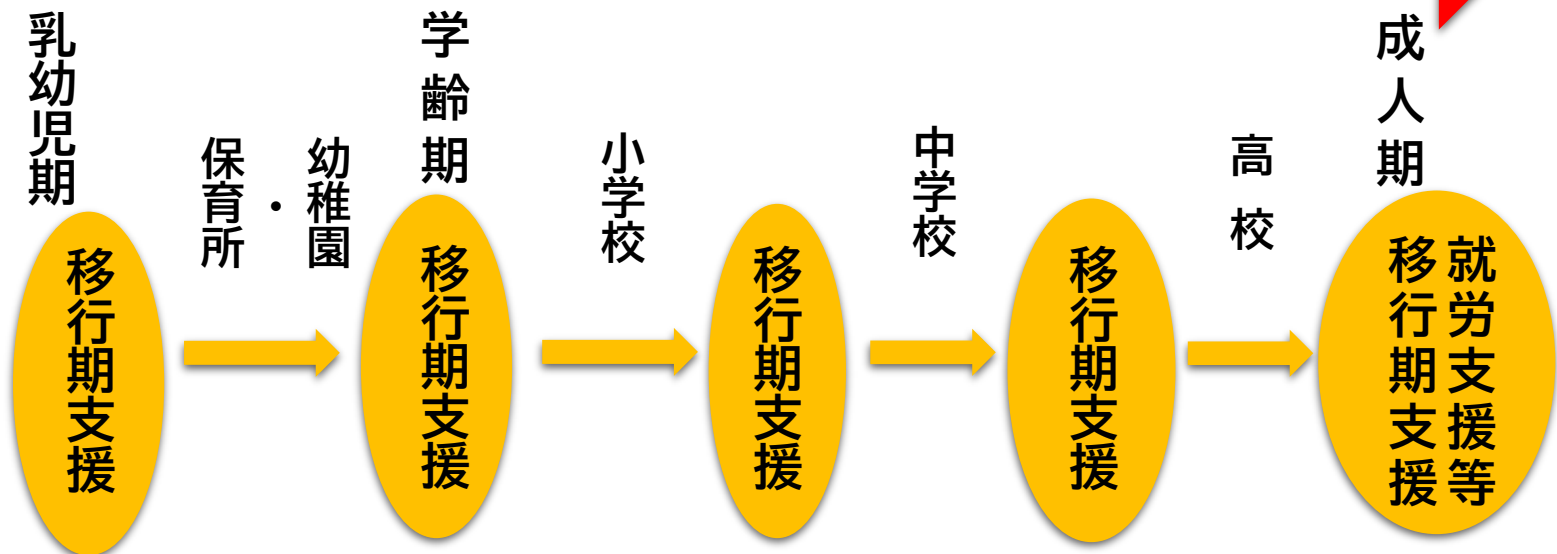
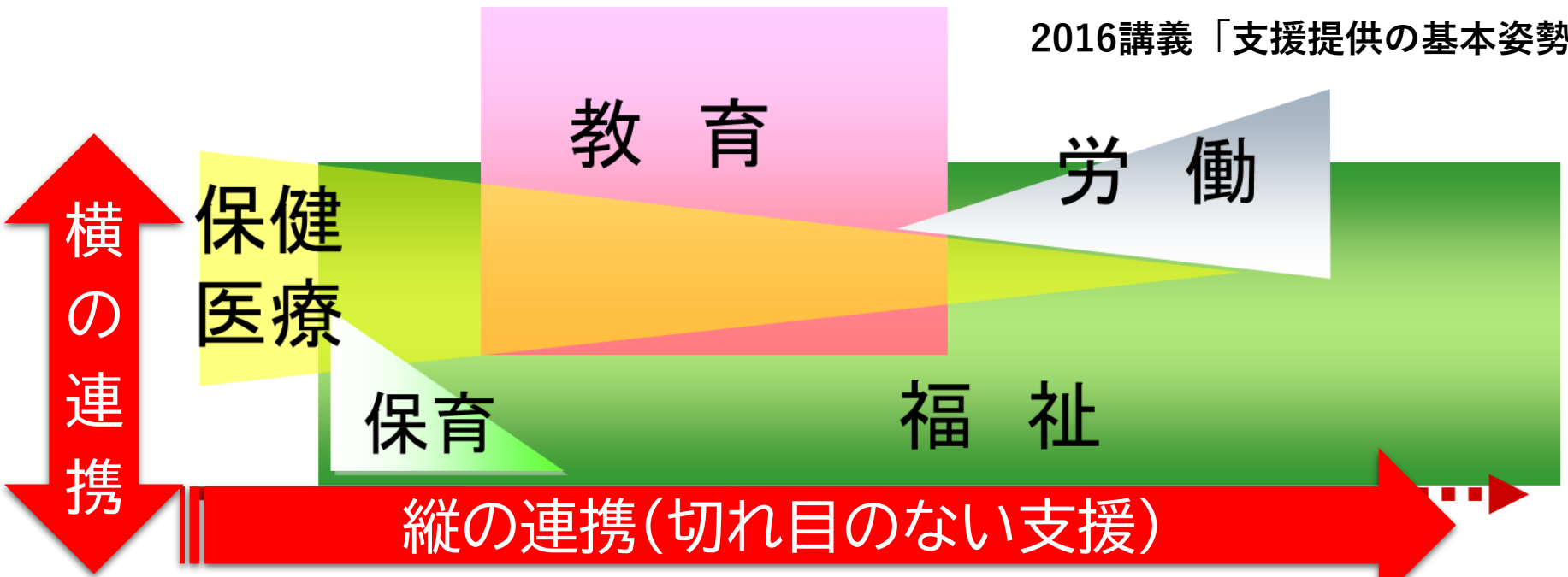
思春期
青年期
(中学校・高校)

自己肯定感・社会的行動の獲得

地域における自立

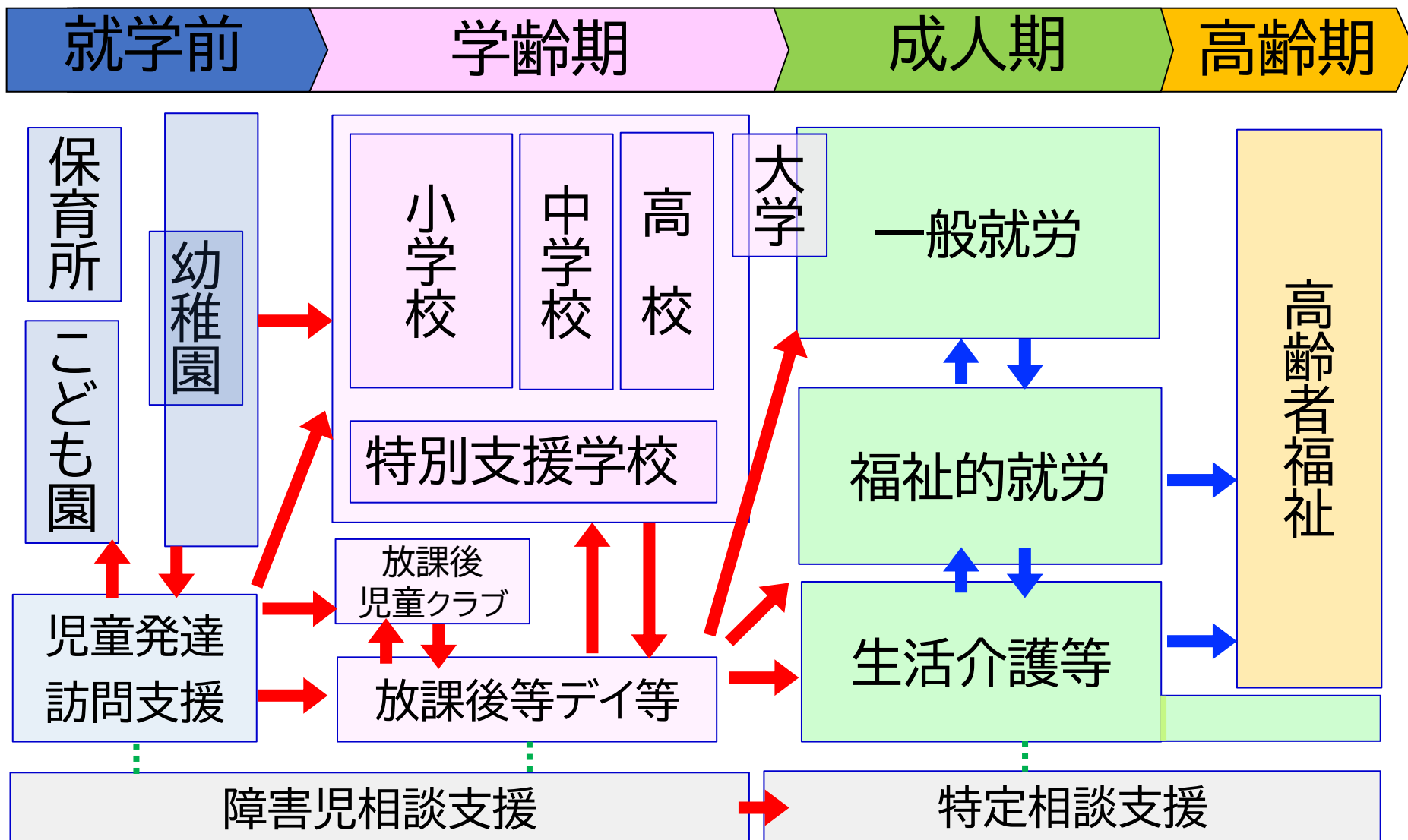
親・家族、保育士

教師、親・家族



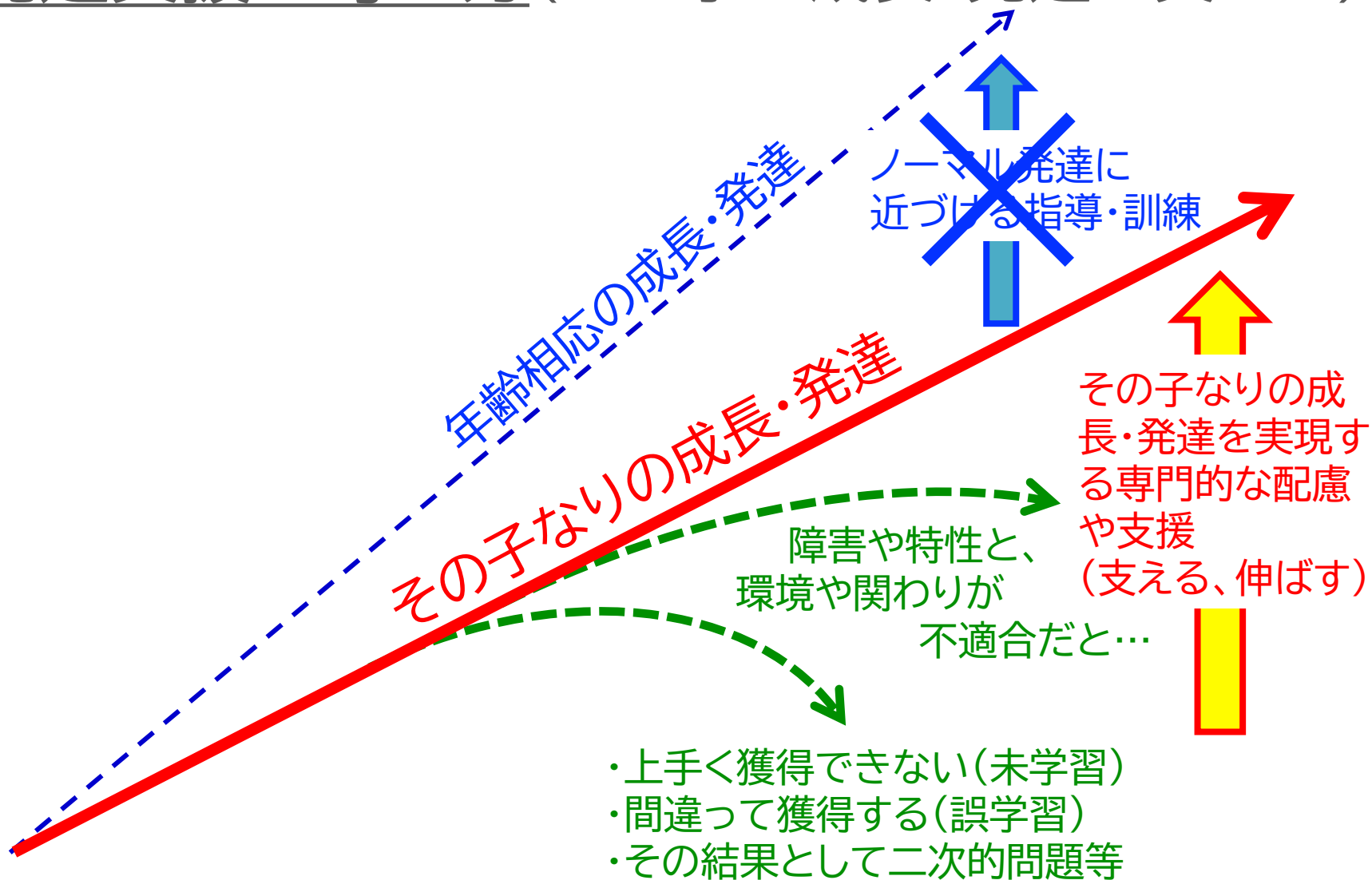
個別の支援計画、サポートファイルの活用

ライフステージでみた移行支援(例)



※ ➡ は、主に障害児福祉からの移行支援を示している。その他、教育等からの移行支援もある

発達支援の考え方(その子の成長・発達を支える)



まとめ～児童期の支援におけるアセスメントのポイント

